

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年12月定例県議会に提案される福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

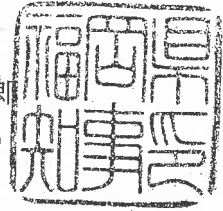
令和4年12月9日

教 育 長

4人第1096号
令和4年11月8日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(総務部人事課総務係)



条例の提案に対する意見の聴取について

令和4年12月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 提案条例案
福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 2 回答期限
令和4年11月10日

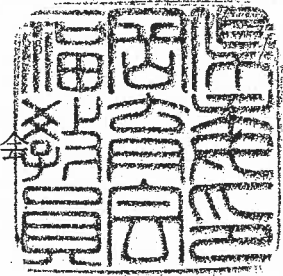
4教総第1834号

4教教第3182号

令和4年11月10日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対11月8日4人第1096号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 制定の理由

職員の定年引上げに併せて、高齢期職員の多様な働き方のニーズ（加齢による諸事情への対応、地域貢献等）に対応するため、地方公務員法に定める高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2 条例の概要

(1) 休業の申請及び承認

55歳に達した職員が高齢者部分休業を申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業を承認することができる。

(2) 休業時間

職員の1週間当たりの正規の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を上限として任命権者が定める時間の範囲内（5分単位）

(3) 休業の期間

休業を開始する日（55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日）から定年退職日まで

(4) 給与の取扱い

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額

3 施行期日

令和5年4月1日

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例案要綱

一 概要

職員の定年引上げに併せて、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に定める高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例で定めるものである。

二 条例案の要旨

- (一) この条例は、高齢者部分休業に関し必要な事項について定めるものであること。（第一条関係）
- (二) 高齢者部分休業の承認について規定するものであること。（第二条関係）
- (三) 高齢者部分休業取得中の給与について規定するものであること。（第三条関係）
- (四) 高齢者部分休業を取得した職員の退職手当の取扱いについて規定するものであること。（第四条関係）
- (五) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について規定するものであること。（第五条関係）
- (六) 高齢者部分休業の休業時間の延長について規定するものであること。（第六条関係）
- (七) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるものであること。（第七条関係）
- (八) この条例は、令和五年四月一日から施行するものであること。

（附則関係）

第 号議案

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

職員の定年引上げに併せて、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に定める高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの正規の勤務時間（福岡県職員の高齢者部分休業の承認に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第九条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）に二分の一を乗じて得た時間を上限として任命権者が定める時間の範囲内で、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、五十五歳とする。

3 任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下この条において「県職員給与条例」という。）第十四条、

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五

十号。以下この条において「警察職員給与条例」という。）第十三条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下この条において「学校職員給与条例」という。）第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条又は学校職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下この条において「退職手当条例」という。）第十条第一項から第四項まで、第十条の二及び第十条の三の規定により計算した在职期間から除算する。この場合における退職手当条例第十条第五項及び第七項の規定の適用については、退職手当条例第十条第五項中「第十条の三」とあるのは「第十条の三並びに福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年福岡県条例第 号）第四条」と、退職手当条例第十条第七項中「第十条の三」とあるのは「第十条の三並びに福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年福岡県条例第 号）第四条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間

をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。